

聖籠町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月20日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町規則第10号

聖籠町財務規則の一部を改正する規則

聖籠町財務規則(平成3年聖籠町規則第3号)の一部を次のように改正する。

第62条第5項を次のように改める。

- 5 町長は、第3項ただし書の規定により領収証書を省略した場合であつて、口座振替納付済通知書の発行について納入義務者から申出があつたときは、当該通知書を送付するものとする。

第62条に次の1項を加える。

- 6 前項の規定にかかわらず、申出がない場合であっても、町長は、口座振替納付済通知書(軽自動車税用)を納入義務者に送付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の聖籠町財務規則の規定は、この規則の施行の日の翌日以後に到来する納期限に係る収入について適用し、同日前に到来した納期限に係る収入については、なお従前の例による。